

総論

# 特定外国人技能制度

よこた としひろ  
横田 敏宏

(公社)日本推進技術協会  
専務理事

## 1 はじめに

幕末から明治にかけてのお雇い外国人、古くは飛鳥時代の朝鮮半島からの技術者・職人と、多くの外国人が日本の産業の発展に貢献してきた。今回の特集テーマは海外展開であるが、テーマの趣旨を広くとらえ人材の国際化という視点で、技術分野の外国人材受け入れ

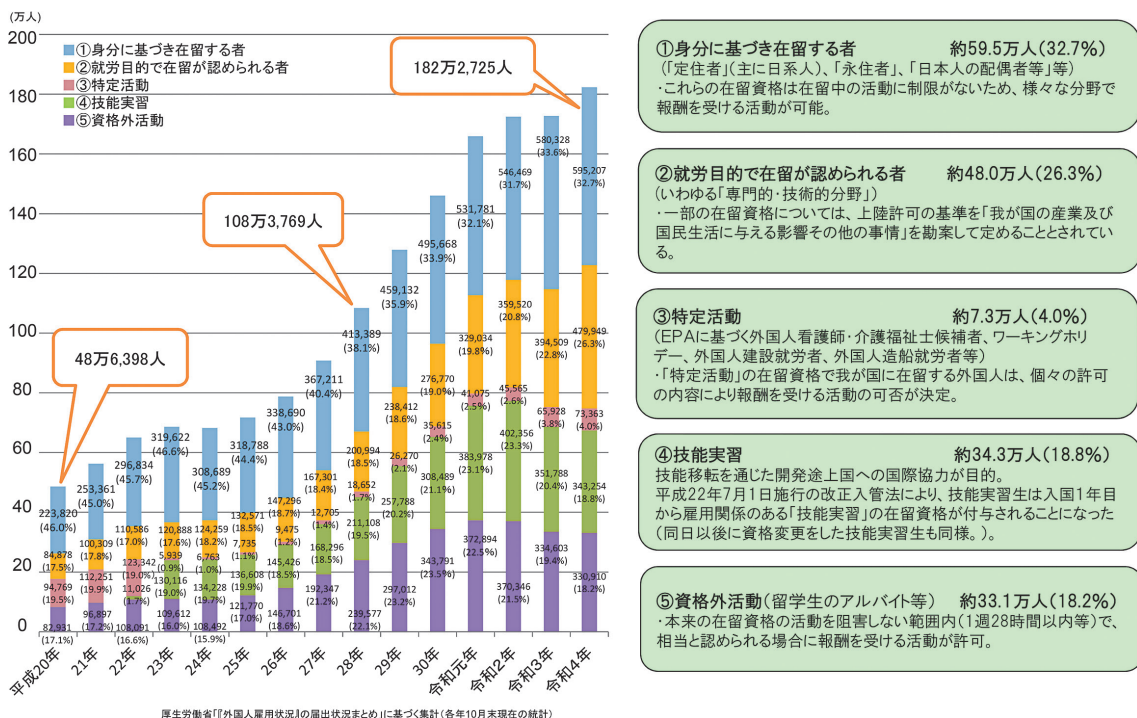
の変遷の概要および(公社)日本推進技術協会(以下、当協会)が果たしてきた役割について述べる。

## 2 外国人材の受け入れ

### 2.1 外国人労働者数の内訳

在留資格別の外国人労働者は表-1のとおりである。

表-1 外国人労働者数の内訳(出典:出入国在留管理庁Webサイト)



①身分に基づき在留する者 約59.5万人(32.7%)  
(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)  
・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者 約48.0万人(26.3%)  
(いわゆる「専門的・技術的分野」)  
・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動 約7.3万人(4.0%)  
(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)  
・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習 約34.3万人(18.8%)  
技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。  
平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約33.1万人(18.2%)  
・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

全体の傾向として増加しているとともに、個々の分野としても資格が整理されたものを除けばそれぞれ増加している。技術的・技能的分野について以下に述べる。

## 2.2 技術実習制度以前

技能実習制度が整備される以前の外国人労働者は「高度な専門的な職業（例：弁護士、医師）」「大卒ホワイトカラー、技術者（例：企画、営業、経理などの事務職、機械工学等の技術者）」「外国人特有または特殊な能力等を生かした職業（例：外国料理人、スポーツ指導者）」に大別される、いわゆる「専門的・技術的分野」について、就労目的での在留が認められてきた。

第9次雇用対策基本計画（平成11年8月13日閣議決定）において「我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分外国人労働者の受け入れをより積極的に推進」と専門的・技術的分野の外国人は積極的に受け入れを進める一方、それ以外の分野の外国人については「我が国の経済活動と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応」とされ受け入れには様々な検討が必要とされた。

## 2.3 技能実習制度

技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度として平成5年に創設された。技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、令和4年末現在で全国に約32万人在留している。コロナの影響もあって令和元年度の41万人をピークに令和3年まで一時減少傾向であった。受け入れ人数の多い国は、ベトナム（約54%）、インドネシア（約14%）、フィリピン（約9%）（法務省のデータより）で、職種別では建設関係（約20%）、食品製造関係（約19%）、機械・金属関係（約15%）（令和3年度「外国人技能実習機構統計」）となっている。建設関係の職種の内訳は以下のとおりである。

### 【22職種33作業】

- ・さく井
- ・建築板金
- ・冷凍空気調査機器施工

- ・建具製作
- ・建築大工
- ・型枠施工
- ・鉄筋施工
- ・とび
- ・石材施工
- ・タイル張り
- ・かわらぶき
- ・左官
- ・配管
- ・熱絶縁施工
- ・内装仕上げ施工
- ・サッシ施工
- ・防水施工
- ・コンクリート圧送施工
- ・ウェルポイント施工
- ・表装
- ・建築機械施工
- ・築炉

なお、人権侵害などが問題となり制度改正が進められているところである。

## 2.4 特定技能制度

出入国在留管理基本計画（平成31年4月法務省）において「我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れていく必要があり、引き続き、在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受け入れを図っていく」とされた。そのような背景のもとに、深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取り組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」および「特定技能2号」が創設され、平成31年4月から実施されている。

特定技能1号は、特定産業分野に属する相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格で、令和5年9月末で約19万人在留している。特定技能2号は、特定産業分